

ホームページ公開に向けた準備状況

1 ホームページ公開の事務処理の取扱い

(1) 現状

- ・ ホームページに掲載する対象は、**会派及び議員別にまとめた収支状況一覧表**とする。
- ・ 掲載期間は、神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程（以下「条例施行規程」という。）第7条第1項の規定する収支報告書の閲覧を開始する日から、神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（以下「条例」という。）第15条に規定する収支報告書の保存期間の末日までとする。
- ・ ホームページ掲載後、会派の代表者及び議員から当該収支報告書に係る修正がなされた場合は、遅滞なく当該掲載内容の変更を行うものとする。

(2) 令和6年度（令和5年5月交付分）以降

- ・ ホームページに掲載する対象は、**会派及び議員別にまとめた収支状況一覧表に加え収支報告書、会計帳簿の写し及び領収書その他の証拠書類の写し**とする。
- ・ 収支状況一覧表及び収支報告書の掲載期間は、条例施行規程第7条第1項に規定する収支報告書の閲覧を開始する日から、条例第15条に規定する収支報告書の保存期間の末日までとする。
- ・ 会計帳簿の写し及び領収書その他の証拠書類の写しの掲載期間は、収支報告書の閲覧を開始する日の翌日から起算して2月以内の日から、条例第15条に規定する収支報告書の保存期間の末日までとする。
- ・ ホームページ掲載後、会派の代表者及び議員から当該収支報告書に係る修正がなされた場合は、遅滞なく当該掲載内容の変更を行うものとする。

※ 令和6年度（令和5年5月交付分）以降の取扱いについては、「政務活動費の指針」の次回改定時に記載することとする。

2 作業状況

(1) 職員の配置

令和6年度のホームページ公開に向けて、本年度、会計年度任用職員1名が新たに配置され、現在、6名（常勤職員3名及び会計年度任用職員3名）体制で政務活動費に係る全体業務やホームページ公開に向けた準備作業にあたっている。

新たに配置された会計年度任用職員は、主に証拠書類等のマスキングとホームページ公開を行うための証拠書類等のデータ化の作業を担当している。

(2) 作業手順

ア 事前確認

会派及び議員から提示された書類をそれぞれ異なる職員で3回確認し、「政務活動費の指針」上の問題がなければ、確認済みの表示を行っている。

また、事前確認後、修正が必要な場合又は書類に不足がある場合は、修正した書類の再提示を依頼している。

イ 収支報告の確認

4月30日までに提出される収支報告書については、会派又は議員から提出された会計帳簿等の数字を足し上げ、誤りがないか確認を行っている。

収支報告書の確認後、残額がある場合は政務活動費交付金の戻入作業を行い、6月30日の収支報告書閲覧開始日までに県議会ホームページ上で会派及び議員別にまとめた収支の一覧を公開している。

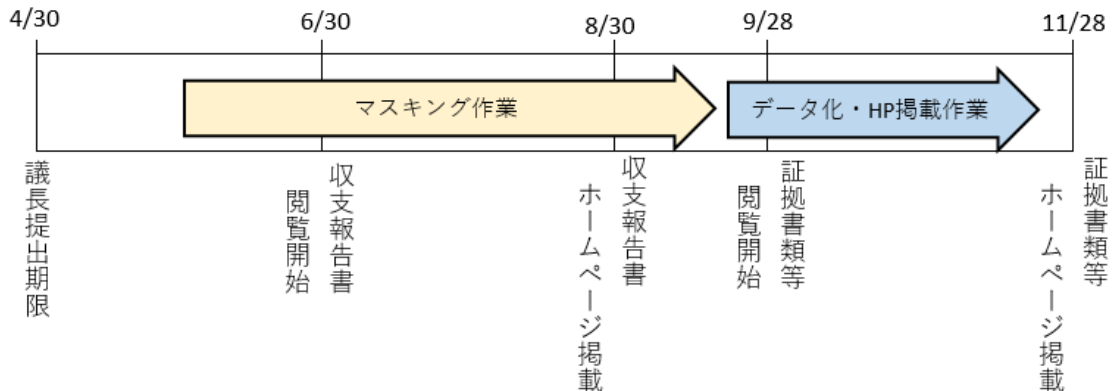
ウ マスキング作業

議長提出された書類については、目かくし用テープを使用し、個人情報等に該当する部分のマスキングを行い、マスキングした書類については、異なる職員で2回マスキング漏れがないか確認を行っている。

(3) 進捗状況

令和4年度交付分の議長提出書類を使用し、ホームページ公開に向けた書類のデータ化などの手法について検証を行っている。

3 ホームページ公開までのスケジュール



4 マスキング項目

(1) 支払いの相手方に関するもの

ア 相手方が個人の場合

〔領収書〕

○氏名、印影、住所(※)、郵便番号、電話番号

※ 住所については、市町村名まで公開とし、政令市の場合は区まで公開とする。

〔口座振込利用控え書〕

○金融機関名(金融機関番号)、支店名(店番号)、口座番号、口座名義人

イ 相手方が法人等(※)の場合

※ 法人等とは、「事業を営む個人」も含め、「法人」「その他の団体」をいう。

会社法上の営利法人、公益法人、社会福祉法人等の法人のほか、法令上の「法人格を有しない団体」も含む。

「団体」とは、規約等を有し、代表者の定めのあるものをいう。

〔領収書・口座振込利用控え書等〕

○担当者氏名、担当者印影等の個人に関する情報

(2) 支払いを行った議員に関するもの

〔領収書、名刺等の添付書類〕

○住所(※)、郵便番号、電話番号、メールアドレス等、個人としての情報
(ただし、「事務所台帳」や議員HPで公開されている上記情報は公開)

※ 住所については、市町村名まで公開とし、政令市の場合は区まで公開とする。

〔口座振込利用控え書・明細書〕

○議員の口座情報(金融機関名、支店名、口座番号) ※口座名義以外、残高、電話番号

〔クレジットカード利用明細書・請求書〕

○議員の口座情報(金融機関名、支店名、口座番号) ※口座名義以外

○会員番号、種類、利用可能額、各種ポイントの情報

〔通帳の写し〕

○該当する支払対象外の部分(年月日、摘要、支払い金額、預り金額、残額)

○議員の口座情報(金融機関名、支店名、口座番号) ※口座名義以外